

郷土の古文書

「その18 神社社名改名届書」

解説

明治元年3月28日には神社に仏像や仏具を備える^{しんぶつこんこう}神仏混淆を禁止する通達が出されました。このため「不動明王」「熊野権現」等仏教的な神号を唱える神社は社号をあらためなければなりませんでした。

旧戸倉村の「武多摩神社」は元「不動明王」と唱えていたのですが、この時「武玉大神」と改められ、その後武多摩神社となりました。現在も三嶋神社の隣に境内社として鎮座されています。

尚、この神仏分離令に際しては全国的に廃仏毀釈の波がおこりました。市内の養沢地区には「石塔渕」と呼ばれる場所があり、その時多くの石仏や石塔が投げ捨てられたといわれています。同時に旧養沢村内にあった臨済宗の寺3か寺も廃寺となり、檀家はほとんど神葬祭になって現在も続いています。

また旧戸倉村の盆堀地区もこの時真言宗の1か寺を廃寺として全戸神葬祭になりました。その後、数軒また寺の檀家にもどった家もありましたが、社会情勢は、仏像仏具及び石塔等の破壊や棄損があまりにも烈しいことから、4月10日には仏像仏具の除去には粗暴な行為のないよう命じる大政官布告が出されました。

〇志等村子於上

一 三崎大明神

祭神 大山祇命

二 不動明王

祭神 不動明王 德後名信

書面額兼扁額事

右 志等村子於上 祭神 不動明王 德後名信 祭神 大山祇命 祭神 不動明王 德後名信 祭神 大山祇命 祭神 不動明王 德後名信

今段 祭神 不動明王 德後名信 祭神 大山祇命 祭神 不動明王 德後名信 祭神 大山祇命 祭神 不動明王 德後名信

祭神 不動明王 德後名信 祭神 大山祇命 祭神 不動明王 德後名信 祭神 大山祇命 祭神 不動明王 德後名信

南口

志等村子於上

祭神 不動明王 德後名信

長分

長分

長分

長分

長分

長分

長分

師範之儀
師範之儀

志等村子於上 祭神 不動明王 德後名信 祭神 大山祇命 祭神 不動明王 德後名信 祭神 大山祇命 祭神 不動明王 德後名信

巳七月

志等村

祭神 不動明王 德後名信

祭神 不動明王 德後名信

祭神 不動明王 德後名信

解説文

乍恐以書付奉願上候

一 三嶋大明神

祭神大山祇命

一 不動明王 御除地壱反壱畝歩

御水帳表 備前名請

祭神武日照命

右ハ武州多摩郡戸倉村神職伊織奉申上候 私義(儀)

従先前吉田家ニ而許状請神務相勤罷在候処
今般

王政御一新ニ付神仏混雜不相成旨御布告

之処謹而奉拝承候然ル上者前書不動之儀者武多

玉大神与神号相改 尤御除地壱反壱畝歩先現

之通り被下置両社社務進退仕度此段奉願上候間
何卒格別之以

御仁恵右願之通り御聞濟被成下置度此段以
書付偏ニ奉願上候 以上

当御領分

武州多摩郡戸倉村

願人 宮本伊織(印)

氏子惣代 長右衛門(印)

組頭 彦左右衛門(印)

同 十兵衛(印)

同 所左衛門(印)

同 庄左右衛門(印)

同 国二郎(印)

御領主様

御役所

前書之通り不動明王神仏混雜ニ付此段
武玉大神与改名仕度旨を以奉願上候間此段
奥書以奉申上候 以上

右戸倉村

(明治2年・1868) 名主兼帯

己七月 取締役

戸倉



武多摩神社（左）と三島神社（右）